

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第4項（法第12条第5項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 日 時 平成19年3月7日（水） 午後1時30分から（3（1）及び（2））
午後3時から（3（3）及び（4））
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第24会議室（第2庁舎5階）
- 3 案 件
 - （1）鳥取県ツキノワグマ保護管理計画（案）について
 - （2）ツキノワグマの狩猟の禁止について
 - （3）鳥取県イノシシ保護管理計画（案）について
 - （4）イノシシの狩猟期間の延長について